

大分県県境影響評価条例施行規則（平成十一年大分県規則第四十三号）の一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（第一種対象事業）</p> <p>第二条 条例第二条第二号の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が、同表の一の項から四の項まで（二の項のホ及びびへを除く。）又は六の項から十一の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の五の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当するものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは対象公有水面埋立て等である部分を、同表の四の項の第二欄に掲げる要件に該当し、かつ、工場用地の造成（同表の八の項に掲げる要件に該当するものに限る。以下「対象工場用地造成」という。）を伴うものであるときは対象工場用地造成である部分を除くものとする。</p> <p>（第二種対象事業）</p> <p>第三条 条例第二条第三号の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の六の項から十一の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。</p>	<p>（第一種対象事業）</p> <p>第二条 条例第二条第二号の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が、同表の一の項から三の項まで（二の項のホ及びびへを除く。）又は五の項から十の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の四の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当するものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは対象公有水面埋立て等である部分を、同表の三の項の第二欄に掲げる要件に該当し、かつ、工場用地の造成（同表の七の項に掲げる要件に該当するものに限る。以下「対象工場用地造成」という。）を伴うものであるときは対象工場用地造成である部分を除くものとする。</p> <p>（第二種対象事業）</p> <p>第三条 条例第二条第三号の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が五の項から十の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。</p>



<p>三 三 号 に 掲 げ る 事 業 の 種 類</p>	<p>イ (略)</p>	<p>ハ 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>ト 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>チ 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>リ 太陽光発電所の設置の工事の事業（太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九條第十一項に規定する工業地域及び同條第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。）に限る。）</p>	<p>ニ 出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p>ヌ 発電設備の新設を伴う太陽光発電所の変更の工事の事業（太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上増加するもの（都市計画法第九條第十一項に規定する工業地域及び同條第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。）に限る。）</p>	<p>ハ 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>ト 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>チ 出力が七千五百キロワット以上である火力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>リ 太陽光発電所の設置の工事の事業（太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九條第十一項に規定する工業地域及び同條第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。）に限る。）</p>	<p>上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>
<p>二 二 号 に 掲 げ る 事 業 の 種 類</p>	<p>イ (略)</p>	<p>ハ 出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>ト 出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>チ 出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所の設置の工事の事業</p>	<p>リ 太陽光発電所の設置の工事の事業（太陽光発電所の用に供される敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九條第十一項に規定する工業地域及び同條第十二項に規定する工業専用地域に設置するものを除く。）に限る。）</p>	<p>ニ 出力が五千キロワット以上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>	<p>上七千五百キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業</p>
<p>ロ ご み 焼 却 施 設 の 規 模 の 変 更 の 事 業 （ 一 日 当 り の 焼 却 能 力 が 二 百 ト ン 以 上 で あ る も の に 限 る 。）</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八條第一項に規定するごみ処理施設であつて焼却により処理する施設（以下「ごみ焼却施設」という。）の設置の事業（一日当たりの処理能力が二百トン以上であるものに限る。）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>ロ ご み 焼 却 施 設 の 規 模 の 変 更 の 事 業 （ 一 日 当 り の 焼 却 能 力 が 二 百 ト ン 以 上 で あ る も の に 限 る 。）</p>	<p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八條第一項に規定するごみ処理施設であつて焼却により処理する施設（以下「ごみ焼却施設」という。）の設置の事業（一日当たりの処理能力が二百トン以上であるものに限る。）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

<p>四 条例別表第 四号に掲げる 事業の種類</p>	<p>イ (略)</p>	<p>へ (略)</p>	<p>ホ (略)</p>	<p>ニ (略)</p>	<p>ハ (略)</p>	
<p>三 条例別表第 三号に掲げる 事業の種類</p>	<p>イ (略)</p>	<p>へ (略)</p>	<p>ホ (略)</p>	<p>ニ (略)</p>	<p>ハ (略)</p>	<p>たりの処理能力が二百 トン以上増加するもの に限る。)</p>
<p>イ 製造業(物品の加工 修理業を含む。)、ガ ス事業又は熱供給事業 の用に供するための工 場又は事業場(以下「工 場等」という。)の設 置の事業(最大排出ガ ス量(温度が摂氏零度 であって、圧力が一気 圧の状態に換算した量 をいう。以下同じ。) が一時間当たり十立 方メートル以上又は水 質汚濁防止法(昭和四 十五年法律第百三十八 号)第二条第一項に規 定する公共用水域に排 出される水(専ら冷却 用、減圧用その他の用 途でその用途に供する ことにより汚濁負荷量 が増加しないものに供</p>	<p>イ (略)</p>	<p>へ (略)</p>	<p>ホ (略)</p>	<p>ニ (略)</p>	<p>ハ (略)</p>	<p>たりの処理能力が二百 トン以上増加するもの に限る。)</p>

<p>八 条例別表第八号に掲げる事業の種類</p>		<p>六 条例別表第六号に掲げる事業の種類</p>	<p>五 条例別表第五号に掲げる事業の種類</p>	
(略)		(略)	(略)	<p>ロ (略)</p>
(略)		(略)	(略)	
<p>七 条例別表第七号に掲げる事業の種類</p>		<p>六 条例別表第六号に掲げる事業の種類</p>	<p>五 条例別表第五号に掲げる事業の種類</p>	
<p>工場用地(工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共施設の用に供するための敷地であつ</p>	<p>住宅の用に供するための土地(道路、緑地その他の公共施設の用に供するための土地を含む。)の造成の事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二條第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号)第二條第一項に規定する新住宅市街地開発事業(以下「新住宅市街地開発事業」という。))及び新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二條第一項に規定する新都市基盤整備事業(以下「新都市基盤整備事業」という。)であるものを除く。以下「住宅用地の造成の事業」という。)(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>住宅の用に供するための土地(道路、緑地その他の公共施設の用に供するための土地を含む。)の造成の事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二條第一項に規定する土地区画整理事業(以下「土地区画整理事業」という。)、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号)第二條第一項に規定する新住宅市街地開発事業(以下「新住宅市街地開発事業」という。))及び新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二條第一項に規定する新都市基盤整備事業(以下「新都市基盤整備事業」という。)であるものを除く。以下「住宅用地の造成の事業」という。)(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域の面積が二十ヘクタール以上四十ヘクタール未満であるものに限る。)</p>	<p>された水を除く。以下「排水」という。)の量が一日当たり一万立方メートル以上であるものに限る。)</p> <p>ロ 工場等の変更の事業(増加する最大排出ガスの量が一時間当たり十立方メートル以上又は増加する排出水の量が一日当たり一万立方メートル以上であるものに限る。)</p>
<p>工場用地の造成の事業(施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)</p>		<p>住宅用地の造成の事業(施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)</p>	<p>公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓に係る区域の面積が二十ヘクタール以上四十ヘクタール未満であるものに限る。)</p>	

<p>十一 条例別表 第十一号に掲げる事業の種類</p>	<p>十 ゴルフ場の造成の事業</p>	<p>九 条例別表第九号に掲げる事業の種類</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>十 条例別表第十号に掲げる事業の種類</p>	<p>九 ゴルフ場の造成の事業</p>	<p>八 条例別表第八号に掲げる事業の種類</p>	
<p>一団の土地について行う区画形質の変更に關する事業(公園事業、都市公園造成事業である事業、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第二項第四号に規定する林道の新設又は改築、道路法第五条第一項に規定する道路の新設又は改築、ダム(河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三条第一項の河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダ</p>	<p>ゴルフ場(ホール)の数が十八ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値(以下「ホールの平均距離」という。)が百メートル以上の施設又はホール数が九ホール以上十八ホール未満であり、かつ、ホールの平均距離が百五十メートル以上の施設をいう。以下この項において同じ。)の造成の事業(施行区域の面積が五十ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動又はレクリエーション施設の用に供するための土地の造成の事業(自然公園法(昭和三十一年法律第六十一号)第二条第六号に規定する公園事業(以下「公園事業」という。)であるもの及び都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第一条第一項に規定する都市公園の造成事業(以下「都市公園造成事業」という。)を除く。以下「運動又はレクリエーション施設用地の造成の事業」という。)(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)</p>	<p>て計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下この項において同じ。)の造成の事業(施行区域の面積が七十五ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>運動又はレクリエーション施設用地の造成の事業(施行区域の面積が三十ヘクタール以上七十五ヘクタール未満であるものに限る。)</p>



<p>六 別表第一の四の項に該当する対象事業</p> <p>七 別表第一の五の項に該当する対象事業</p> <p>八 別表第一の六の項から十一の項までに該当する対象事業</p>	<p>物処理法施行令」という。)第七条第十四号イからハまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別)</p> <p>二 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積</p> <p>三 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場事業が実施されるべき区域の位置及び面積</p> <p>四 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の埋立容量</p> <p>五 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において処分する産業廃棄物の種類</p>	<p>五 別表第一の三の項に該当する対象事業</p> <p>六 別表第一の四の項に該当する対象事業</p> <p>七 別表第一の五の項から十の項までに該当する対象事業</p>	<p>四号イからハまでに規定する産業廃棄物の最終処分場の別)</p> <p>二 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積</p> <p>三 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場事業が実施されるべき区域の位置及び面積</p> <p>四 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の埋立容量</p> <p>五 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場において処分する産業廃棄物の種類</p>

別表第二(第四十四条関係)

新		旧	
対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の区分	事業の諸元
<p>一 別表第一の一の項に該当する対象事業</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>一 別表第一の一の項に該当する対象事業</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>二 別表第一の二の項のイ又はロに該当する対象事業</p>	<p>カ 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>キ ダムの貯水区域(河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第九十九号)第二条第二号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位)における貯水池の区域をいう。以下同じ。)の位置</p> <p>ク 堰の湛水区域(計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によつてたえらることとした流水の最高の水位で堰の直上流部ににおけるものをいう。)における湛水区域をいう。以下同じ。)の位置</p> <p>ケ ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別</p> <p>カ 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>三 別表第一の二の項のハ又はニ</p>	<p>カ 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	(新設)	(新設)	(新設)
四 別表第一の二の項のホ又はヘに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力 対象事業実施区域の位置	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	(新設)	(新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)
五 別表第一の二の項のト又はチに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たな対象事業実施区域とならないこと。	(新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)
六 別表第一の二の項のリ又はヌに該当する対象事業	対象事業の位置	新たに太陽光発電所の用に供される敷地となる部分の面積が変更前の当該敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること。	(新設)	(新設)	(新設)
七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業	(略)	(略)	二 別表第一の二の項のイからニまでに該当する対象事業	(略)	(略)
八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業	(略) 廃棄物処理法施行令	(略)	三 別表第一の二の項のホ又はヘに該当する対象事業	(略) 廃棄物処理法施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	(略)
九 別表第一の四の項に該当する対象事業	(略)	(略)	四 別表第一の三の項に該当する対象事業	(略)	(略)
十 別表第一の五の項に該当する対象事業	(略)	(略)	五 別表第一の四の項に該当する対象事業	(略)	(略)

十一 別表第一の六の項から九の項まで又は十一の項に該当する対象事業	(略)	(略)	六 別表第一の五の項から八の項まで又は十の項に該当する対象事業	(略)	(略)
十二 別表第一の十の項に該当する対象事業	(略)	(略)	七 別表第一の九の項に該当する対象事業	(略)	(略)

別表第三(第四十五条、附則第二項関係)

新		旧	
対象事業の区分	事業の諸元	対象事業の区分	事業の諸元
一 別表第一の一の項に該当する対象事業	(略)	一 別表第一の一の項に該当する対象事業	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	(新設)	(新設)
ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。	(新設)	(新設)
堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。	(新設)	(新設)
ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	(新設)	(新設)
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	(新設)	(新設)
減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。	(新設)	(新設)
発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	(新設)	(新設)
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	(新設)	(新設)
原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又	(新設)	(新設)	(新設)



八 別表第一の三 の項のホ又はヘ に該当する対象 事業	(略)	(略)	三 別表第一の二 の項のホ又はヘ に該当する対象 事業	(略)	(略)
九 別表第一の四 の項に該当する 対象事業	(略)	(略)	四 別表第一の三 の項に該当する 対象事業	(略)	(略)
十 別表第一の五 の項に該当する 対象事業	(略)	(略)	五 別表第一の四 の項に該当する 対象事業	(略)	(略)
十一 別表第一の 六の項から九の 項まで又は十一 の項に該当する 対象事業	(略)	(略)	六 別表第一の 五の項から八の 項まで又は十の 項に該当する 対象事業	(略)	(略)
十二 別表第一の 十の項に該当す る対象事業	(略)	(略)	七 別表第一の 九の項に該当す る対象事業	(略)	(略)